

—保護者のみなさまへ—
「就学援助制度について」

西之表市では、経済的理由により小・中学校へ通う児童生徒の就学が困難なご家庭に対し、安心して勉強できるよう、学用品費や給食費等の一部を援助しています。

援助を希望する場合は、このパンフレットをよく読んでいただき、内容をご理解いただいたうえで、申請してください。

なお、昨年度に引き続き継続して援助を希望する場合であっても、新たに申請が必要です。

1. 対象となるご家庭

- (1) 前年度または当該年度において、次のいずれかに該当する場合
 - (あ) 生活保護法に基づく保護の廃止又は停止になった
 - (い) 個人の事業税の減免、市町村民税の非課税・減免又は固定資産税が減免されている。
 - (う) 国民年金保険料の掛金が免除されている。
 - (え) 国民健康保険税の減免又は徴収が猶予されている。
 - (お) 児童扶養手当を受給している。
 - (か) 生活福祉資金の貸付を受けている。
- (2) (1)以外で次のいずれかに該当する場合
 - (あ) 保護者が失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者である。
 - (い) 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪い。
- (3) (1)・(2)に該当しない場合であっても世帯の経済状況が急激に悪化した。

2. 申請方法

【提出書類】

① 「就学援助申請書」

- ※ シャチハタ等のスタンプ印は使用しないでください（申請書・委任状に押印した印鑑で援助費受領）。
- ※ 書き間違いは二重線で削除し、必ず訂正印を押してください。（修正液等は使用しないでください。）
- ※ 就学援助申請書の学校名の欄（〇〇学校△年）は、当該年度の4月現在での学年を必ず記入してください。申請時に進学先等が決まっていない場合には、「〇〇学校進学予定」などと記入してください。
- ※ 保護者等の職業欄は詳しく記入してください。（例 〇〇株式会社社員 △△店パート）また、無職の場合は「無職」と記入してください。

② 「所得・課税証明書」

所得・課税証明書は、市役所市民生活課で発行しています。同一世帯の同居者（祖父母等）のほか、就労している16歳以上の兄弟姉妹等がいる場合も、提出が必要です。

③ 「同意書」

④ 通帳の写し

【提出先】 児童生徒が通っている学校

【提出期限】 各学校の定めた期日まで

3. 支給内容

【学用品費等】

小学1年生（年額）12,990円 2～6年生（年額）15,220円

中学1年生（年額）24,590円 2・3年生（年額）26,820円

【新入学児童生徒学用品費等】※1

小学1年生 40,600円 中学1年生 47,400円

【修学旅行費】

小学生 17,000円 中学生 26,000円

【医療費】

学校の定期健康診断でう歯（むし歯）について治療の指示が出た場合、医療券を交付します。ただし、治療期間は、当該年度末までとします。

※1 新入学児童生徒学用品費等は、原則、入学前に支給しています。他自治体で支給を受けている場合など、対象とならない場合があります。

4. その他

- ※ 申請後に審査がありますので、**申請理由は出来るだけ詳しく記入してください**。認定は、保護者からの申請書・学校長等の所見・世帯の収入状況などに基づいて総合的に判断します。収入基準は世帯により異なります。認定・否認定については、学校を通じてお知らせします。
- ※ 申請書に不備があると返却することがあり、支給が遅れる場合がありますので、再提出は速やかをお願いします。
- ※ 転居や転校、世帯構成に異動があったときには、必ず、学校の就学援助担当者へ連絡してください。
- ※ 就学援助は、学校納付金を免除するものではないため、学校納付金は必ず支払をお願いします。悪質な滞納がある場合は、支給を停止する場合があります。
- ※ 申請内容と事実が異なることが判明した場合には、認定を取り消し、支給済の援助費をお返しいただくこともあります。
- ※ 生活状況の変化等による年度途中での申請を随時受け付けています。認定は申請した日の翌月からとなります。（支給額は、月割となります。）

問合せ先

〒891-3193 西之表市西之表 7612

西之表市教育委員会総務課庶務係

電話 0997-22-1111（内線 252）